明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（**厚生労働**一四四）　一
○独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五五）　五

〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一六八七）　六
○生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**一六八八）　九
○肥料の登録が失効した件（**同**一六八九）

〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、特別支給手続開始決定関係　一〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
税理士証票無効・登録抹消、弁理士登録関係　一三
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四

省令

○厚生労働省令第百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の施行に伴い、並びに同法附則第十二条第一項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十九条の四の二、第二十九条の六及び第二十九条の七（これらの規定を同法第三十三条の四において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十三条第一項、第二項、第六項、第八項及び第九項、第三十五条の二、第三十八条の二第一項前段及び第二項、第三十八条の三第一項、第四十条の七、第四十六条並びに第五十一条の四の規定に基づき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律を実施するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

令和五年十一月二十七日

厚生労働大臣　武見　敬三